

三田市子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定支援業務仕様書

1 業務名

三田市子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「第2期三田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎えることから、国が今後定める基本指針等に即して、子ども・子育て支援に関する市民ニーズ調査を行い、調査で得たデータ等をもとに、社会状況の変化を踏まえ、現状と課題、今後の施策の方向性を再整理し、次期第3期三田市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定することを目的とする。

また、現行の計画は、教育・保育等の量の見込みと確保方策を定める計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「三田市次世代育成支援地域行動計画」としても位置付けており、さらに、子ども・若者育成支援に関する施策、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に基づく市町村計画も含めていることから、次期計画も同様の位置づけとする予定である。

なお、今後、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に規定されている市町村こども計画にも対応できるよう、子ども・子育て支援事業計画を組み替える必要が生じることが予想されるため、計画策定にあたっては、市町村こども計画の策定を包含することを視野に入れて作業を進めるものとする。

3 本市の策定に関する基本的な考え方と次期計画が目指す将来像

本市では、令和2年に第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）を策定し、子ども・子育て支援法に基づく事業計画による教育・保育の量の確保に努めてきたほか、3つの基本目標と10の項目を設定し、基本理念でもある「子どもの夢と未来が輝くまちさんだ」を目指し取り組みを進めてきた。

この計画期間中、認定率の増加など教育・保育の量の変化に適切に対応し、待機児童を減少させることができたほか、育児不安など妊娠期から切れ目ない育児支援を中心に、子育て世代包括支援センターの拡充、放課後児童クラブや子ども食堂等子どもの居場所づくりの拡充などを進めることができた。

しかし、同時に新型コロナウイルス感染症の感染拡大とも相まって、全国的に少子化が加速し、令和4年中の合計特殊出生率が1.26と過去最低となったほか、出生者数も初めて80万人を下回り、少子化対策が喫緊の課題となっている。

また、従来からの児童虐待、子どもの貧困対策に加えて、令和4年中の小中高生の自殺者が過去最多となるなど、子どもの自殺対策の重要性も高まっている。さらに、ヤングケアラーなど新たに認識された社会的な課題も存在する。

国では、令和5年4月から子どもの「権利」について明記された「こども基本法」が施行されるとともに、「こどもまんなか社会」の実現の司令塔としての役割を担うこども家庭庁が設置された。同庁では、少子化対策、貧困対策、子ども・若者育成の既存3大綱を含む総合的な「こども大綱」を策定することに加え、令和6年度からの3年間を対策の集中期間として少子化対策に取り組むこととし、年3兆円程度の予算を追加する方針であり、少子化対策をはじめとする総合的かつ網羅的な子ども・子育て施策が国により実行されることが見込まれている。

三田市においても、令和4年度の出生者数が前年よりも20%近く減少するなど（R3:621人→R4:505人）、想定以上の速さで少子化は進行している。

また、令和4年度に実施した「三田市子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査」の結果から、①家庭の経済状況(世帯収入)の二極化、②家庭の経済状況(世帯収入)が及ぼす「将来に対する希望」への影響、③支援を必要とする「ヤングケアラー」を見つけにくいこと、が明らかになっている。

加えて、児童虐待の相談件数や小中学生の不登校児童・生徒数もコロナ前後で急増しており、本市においても不安定な状況にある子どもが増加していることが想定される。

このようなことから、認定率の上昇があるとしても、少子化が進行することにより教育・保育を必要とする子どもの数は減少することが想定され、就学前施設を含めた、教育・保育の量と質を計画的に最適化できる取り組みが必要である。

また、国の施策や事業を踏まえて、それによって新たに市の負担が必要となる財源等も勘案して、三田市の子ども、子育て世代の実情に応じた施策・事業について、現計画の延長線上ではなく、新たな視点で、全ての子育て家庭が子育てに夢を持ち、子どもを産み育てることに真に喜びを感じることができるとともに、『すべての子どもたちが夢を抱き、幸せ（well-being）を感じられるまち』の実現を目指し、次期計画を策定していくこととする。

4 ニーズ調査業務・計画策定業務における留意点

- ・ニーズ調査の実施では、過去の調査で収集した事項の経年変化に関する情報を収集しつつ、子ども・若者が現在置かれている実態を把握していく必要があること。
- ・ニーズ調査での質問事項については、今後、国から例示される可能性があり、例示された場合は、各設問の意図や設問によって収集できる情報に関して精査を行い、実際の調査項目に反映させるか否かの検討を行っていく必要があること。
- ・国の動きや考え方は、こども大綱をはじめ現時点では明らかになっていない部分も多く、今後動きが生じる見込みのため、動向を逐一把握し、計画策定への影響等について分析・検証を行いながら、作業を進めていく必要があること。
- ・現行計画と比較して、盛り込むべき分野が増える可能性が大きいため、現行計画と同じ進め方で策定することは困難である。様々な課題に取り組むための施策を盛り込みつつ、重点的に取り組む分野や施策を選定していく必要があること。
- ・特に、こども基本法の規定により国が策定を進めている「こども大綱」や同法第11条に規定する「こども等の意見の反映」が必要であること。
- ・本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、次の関係法令等を勘案した、子ども施策についての一体的な計画策定とする予定であること。

- ・こども基本法
- ・子ども・子育て支援法
- ・次世代育成支援対策推進法
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ・子ども・若者育成支援推進法
- ・少子化社会対策基本法
- ・成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律
- ・兵庫県の関連計画（子ども・子育て未来プラン等）
- ・本市の関連計画（総合計画、地域福祉計画等）、その他関係法令など

以上を留意の上、計画策定のためのノウハウや手法について提案書の様式において記載願いたい。

5 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

6 業務委託の内容

(1) 基礎調査・分析

ア 三田市の現状の把握支援

- ・子ども・子育て関連人口統計等の推移
- ・子ども・子育て関連事業の利用者等の推移
- ・三田市の子ども・子育て支援に関する社会資源等（人・団体・施設など）
- ・三田市子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査（令和4年度実施済）
- ・子ども・子育て支援事業に関するニーズ等調査の実施（市民意識・ニーズの把握）など

※詳細について、**別紙**を参照。

➡ これらを踏まえた三田市の現状についての分析

イ 子どもを取り巻く国・社会の動向の整理

ウ 三田市の特徴の整理

(2) 目標設定（量の見込・事業量）のための調査支援

ア 人口推計（R7年度から16年度まで）

- ・R7年度から16年度までの人口推計の作成

イ 社会潮流の整理

- ・デジタル化、国際化などの社会情勢などのトレンドの子育て環境への影響の分析と整理

(3) 計画目標、体系の設定支援

- ・施設等の意向調査に関する支援及び当該調査結果の分析
- ・市の子ども・子育て支援に関する現状と課題の分析等
- ・現行計画の検証及び分析並びに問題点・課題の整理
- ・こども基本法、関連法、上位計画（国・県・市総合計画）及び関連計画との位置づけ等の整理
- ・国の定める基本指針及び市の現況を勘案した上での調査情報の分析
- ・施策内容の体系化にかかる助言・提案・作成支援

※こども基本法、こども大綱の方向性及び三田市の特徴を踏まえた施策体系の作成、先進事例等の情報収集・整理

- ・計画の骨子・素案及び原案の助言・提案・作成支援

※計画の骨子（めざす将来像、基本目標、施策体系、拡充施策の方向）の提案においては、国のこども大綱など最新の動向や施策をベースにしたものを提案すること（子どもの貧困対策に関する施策等を含む）。

(4) 計画策定支援

ア 子ども・子育て支援法に基づく事業計画策定支援（量の見込に基づく事業計画）

- ・国の定める基本指針を参考にした区域設定の検討

- ・(2)の人口推計や社会潮流に基づく、人口推計案に基づく将来の量の見込み（ニーズ量）の推計及び事業量（サービス量）の設定やニーズ調査の分析と結果の整理、提供体制のあり方についての助言・提案・作成支援・作業

イ その他関係法令等に基づく市町村計画との一体的な計画策定支援

- ・こども基本法、子ども・若者育成支援推進法、少子化社会対策基本法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づく市町村計画との一体的な策定支援

(5) 基本施策の策定支援

- ・重点課題及び数値目標の設定にかかる助言・提案・作成支援
- ・最新の国の動向や三田市の実情を踏まえた基本施策等の助言・提案・作成支援・作業

(6) 策定手続支援

ア スケジュール設定及び管理支援（本計画は、市議会の議決事項になっている）

- ・検討内容のコンサルティング及び会議運営に関する支援（事務局との随時打合せ）

イ 子ども審議会運営支援

- ・三田市子ども審議会（令和5年度4回、令和6年度5回程度予定）の開催にあたり、資料作成（原データ作成）、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、会議録作成と討議結果をその後の作業に反映させる。

ウ パブリックコメントなど市民意見聴取手続支援

- ・計画案に関して三田市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等を行う。
- ・パブリックコメント実施にかかる助言・提案・作成・集約作業、補正及び修正等

エ 国や他市の動向に関する情報収集

- ・計画の策定にあたって、国や他市の動向や取組事例を随時調査し、共有が必要となるものや特筆すべきものについては情報提供すること。また、国の動向により、スケジュールや方向性が変更となる場合は、市と協議の上決定すること。

オ 専門的見地からの助言や提案

- ・市の現状と分析を踏まえた今後の施策の方向性等に対する専門的見地からの助言・提案支援を行うこと。

カ 子ども、若者等の意見聴取法の検討支援

- ・計画策定に向け、策定プロセスにおける子どもや若者等の意見聴取と計画への反映のための手法について、専門的見地より提案実施すること。

(7) 計画書及び概要版の検討・作成・印刷等

- ・計画書及び概要版の作成にかかる必要な事項の検討・助言、作成作業
- ・計画書・計画概要版の編集及び印刷

① ニーズ調査結果報告書

A4版 200頁程度 50部 表紙・本文1色刷

※印刷原稿用データ（PDF及びワード等電子データ）での納品を含む。

② 回収した調査票

③ 計画書

A4版 150頁程度 400部 表紙・本文1色刷

※印刷原稿用データ（PDF及びワード等電子データ）での納品を含む。

④計画書（概要版）

・概要版 A4版 8頁程度 800部 カラー印刷

※印刷原稿用データ（PDF及びワード等電子データ）での納品を含む。

⑤会議資料等、電子データ及びその他計画策定の支援のために作成した資料、グラフ等のデータ形式及び成果品に係るデータ（市民意識調査に係る回答データ入力表、単純集計表、クロス集計表、自由意見、その他の回答のまとめ等）

※提出後の所有権及び全ての著作権は、市に帰属するものとする。

7 その他

- ①受託者は、常に市からの連絡を受けることができる体制を有するものとし、担当課からの要請があったときは、原則として担当課に出向き、調整等を行うこと。
- ②納品データは、指示がない限り、word、excel、pdf ファイルを基本とし、それ以外の形式となる場合は市の承諾を得ること。
- ③本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、市と協議すること。

●子ども・子育て支援事業に関するニーズ等調査の実施（市民意識・ニーズの把握）の詳細●

①調査の概要

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

ア. 調査対象者及び標本数

I 就学前児童の保護者	1,500 票（別途予備 30 票） 18 頁 70 問程度（想定回収率 60%）
II 小学生児童の保護者	1,000 票（別途予備 30 票） 16 頁 60 問程度（想定回収率 60%）
III 中学生・高校生	1,200 票（別途予備 200 票） 12 頁 45 問程度（想定回収率 100%）
IV 大学生世代～ 39 歳までの市民	1,000 票（別途予備 30 票） 12 頁 45 問程度 （想定回収率 60%）

※調査件数は以上の内容を基本とするが、計画策定を行う上で必要かつ十分なニーズ調査のサンプル数の提案及びその根拠の明示があれば変更もあり得る。また、今後、国のこども大綱や新たにニーズ調査等の基本指針等が示された場合は、対象者・設問数や内容、アンケートの実施時期の変更もあり得る。

イ. 抽出方法

I、II 及び IV は住民基本台帳から対象者を無作為に抽出し、郵送により実施する。III については、市内中学校、高等学校の協力のもと抽出を行う。

ウ. 調査方法

郵送配布・郵送回収またはウェブページ回答。

調査票の設計及び印刷、発送用・返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入、宛名ラベルの貼付は受注者が行い、発送・郵送回収は市が行う（発送・郵送回収にかかる経費は三田市が負担する）。III については、市内中学校、高等学校を通じて配布・回収を行う。なお、中学生・高校生は、ウェブページ回答は行わない。

エ. 調査期間

令和 5 年 1 月 1 日～令和 6 年 1 月頃（予定）

オ. 報告とりまとめの期限

令和 6 年 3 月末日

※ただし、令和 6 年 1～2 月頃（予定）までに集計結果の速報値を「中間報告」として提出する。

②調査票の設計・印刷等

・ 調査票案の設計

調査票案を作成するにあたりニーズ調査に必要な事項に係る市への助言及び支援（他市の事例等の参考など）

・ 計画策定を行う上で必要かつ十分なニーズ調査のサンプル数の提案及びその根拠の明示

・ 調査対象者は、紙ベースでの調査票の郵送又はウェブページ（※ウェブページ調査は中学生・高校生を除く）のいずれかで回答する。

<郵送>

- ・調査票はA4判、単色、中綴じ印刷。
- ・調査票にウェブページ調査のURLと二次元コード、ログイン用ID、パスワードを印字もしくはシールを貼付すること（中学生・高校生を除く）。なお、URLと二次元コード、ログイン用ID、パスワードは、市が作成し、受注者に提供する。

<ウェブページによる調査>

- ・ウェブページは、株式会社トラストバンク製のLOGOフォームを使用する。なお、ウェブページの作成は、市が行う。
- ・ウェブページはパソコンのほかに、スマートフォンで回答できる。
- ・ウェブページの集計データは、市がCSV形式で出力し、受注者に提供する。

③封筒等の作成・印刷

- ・発送用封筒、返送用封筒、礼状兼督促状の作成・印刷。校正は3回程度を想定。

	種別	仕様	部数（予備含む）
1	発送用封筒	角2封筒（口糊・剥離両面テープ）、茶色 ※クラフト紙で中身が透けない程度の紙質とする。	▶就学前保護者用、小学生保護者用、大学生～39歳用：3,590枚 ▶中学生・高校生用：1,400枚 合計 4,990枚
2	返送用封筒（アンケート用）	長3封筒（口糊・剥離両面テープ）、茶色 ※クラフト紙で中身が透けない程度の紙質とする。	▶就学前保護者用、小学生保護者用、大学生～39歳用：3,590枚 ▶中学生・高校生用：1,400枚 合計 4,990枚
3	礼状兼督促状	私製ハガキ印刷、白	3,600枚

④調査票等の封入封緘

- ・発送用封筒に調査票・返送用封筒を封入し封緘、宛名ラベル貼付済の状態での納品。
- ・礼状兼督促状に宛名ラベル貼付済の状態での納品。
※宛名ラベルは、市が作成し受注者に提供する。アンケートの発送及び礼状兼督促状の対象者への送付は、市で行う。（発送・返送に係る郵便料金は市負担。）

⑤データ入力、集計、分析（郵送回収、ウェブ回答分を含む）及び調査報告書の作成・印刷等

- ・郵送回収分は、定期的に受注者が来庁等により受取ること。
- ・郵送とウェブページでの重複回答があった場合は、ウェブページを優先する。
- ・集計は単純集計を行うとともに、自由回答の取りまとめを行う。クロス集計は、性別、年代別集計及び地区別集計のほか、市と協議して分析に必要なクロス集計を行う。また、集計結果を基づく必要なサービスとその分量の整理及び分析を行う。また、自由記述は、年齢別や類似する単語にグループ分けするなど、テキストマイニング手法等を活用し、出現頻度や相関関係等を分析すること。
- ・第3期三田市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた提案
- ・集計結果に関する報告書の作成